

第4章 地域福祉の構築に向けて

4-1 地域福祉の必要性

4-1-1 調査で明らかになった問題点・課題

■地域の生活課題

①全市的に見た生活課題

- ・ 人口減少、少子高齢化の進展、近所づきあいの希薄化による地域の助け合い力（共助）の低下
- ・ 一人暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯が増加し見守りや声かけを必要とする人の増加
- ・ 福祉サービス情報、身近な相談窓口の不足
- ・ 地域の防災・防犯への対処力の低下
- ・ 環境美化（ゴミ出し）等のマナーやモラルの低下

②地域別の生活課題

旧今治市内

- ・ 新住民の増加に対応し、新旧住民、障害者、外国人などだれもが共に暮らすためのコミュニティづくりの必要性
- ・ 核家族の増加に伴う子育て環境の整備や子育て支援の充実が必要
- ・ 新旧住民融和のための交流の促進による顔見知りになる関係づくり

旧越智郡陸地部、島しょ部

- ・ 広域合併により従来の行政のシステムが大きく変化し、地域の拠点性や連帯感の再構築の必要性
- ・ 福祉サービスや生活利便施設利用のための移動手段の確保、移動費用の軽減の必要性（共同での移動手段の確保、買い物支援のしくみづくり）
- ・ 医療機関が少ないために緊急時の医療や小児医療の確保が必要
- ・ 地域の祭り等伝統文化の継承や継続と地域への愛着心を活用した地域活性化の必要性
- ・ 人口の高齢化等により地域福祉活動を担う人材が高齢化し、新たに人材育成、後継者の育成が必要
- ・ 地域の活力維持のための主力産業である農業等の活性化が必要（定住人口増加対策）
- ・ 少子化に伴う子育て支援環境、教育環境の確保が必要

■福祉サービス活動

○地域密着型サービス等の基盤整備

- ・ 在宅サービス地域ケア体制の構築、地域密着型サービス等の基盤整備
- ・ 地域での見守り、声のかけあい
- ・ 介護施設の公開日設定、実情把握

○高齢者、障害者の生きがいがづくり

- ・ 障害者と健常者の交流機会、生きがいがづくりの場の推進
- ・ 伝承活動の場づくり(高齢者の生きがいがづくり)、伝統行事の実施方法の見直し

○子育てなどを支えるサービスの充実

- ・ 児童委員その他による子育て支援活動、地域団体による子どもの見守り活動
- ・ 家族団らんのきっかけづくり
- ・ 保育所等での情報提供、情報交換の場の設置
- ・ 男女共同参画センターの早期実現、子育て支援の情報発信の中核センター設置
- ・ 子どもの老人ホーム訪問等の機会を設置
- ・ 地域の危険箇所の把握、保護者の安全対策に対する意向把握
- ・ 子ども安心パトロール隊(登下校時)

○困難な問題解決における関係機関の連携と当事者意識改革

- ・ 困難事例の解決ポイントは、「本人・家族の意識改革（福祉サービスの理解促進）」、「地域での見守り体制」、「関係機関相互の情報共有」、「関係機関間の日常的な連携関係づくり」、「関係機関をつなぐ総合的なコーディネート機能が必要」。

○福祉活動団体における人材、活動費不足

- ・ 「活動メンバーの高齢化」、「活動メンバー不足」、「活動資金不足」への対応
- ・ 活動の活性化や支援・サービスの質の向上ためには、組織の魅力づくりによる人材確保と共に、財政支援など行政の協力の必要性

○サービス向上のための利用者ニーズや評価の客観的把握

- ・ 利用者のニーズや評価の把握は自己評価だけでなく、第三者機関による客観的方法の併用

○関係機関相互の情報共有・連携・交流不足

- ・ 関係機関、各種団体との連携システムの構築
- ・ 関係機関等の協働研修の開催等
- ・ 高齢者の相談機能を有する機関の連携（地域包括支援センター、在宅介護支援センター他）
- ・ 災害時要援護者の避難支援・安否確認および地域での助け合い推進のための連携

：福祉部局、防災部局、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、ボランティア等

(次頁に続く)

○福祉サービス総合コーディネート機能不足

- ・ 市民の困り事、不安へ対応するためには、「健康」、「介護」、「生活費」、「買い物や通院」など多様な生活課題への対応が必要であり、自助、共助、公助の総合的な取組との連携が不可欠

■ 行政との連携・協働

- ・ 行政との協働を進めるためには、行政が持つ情報、人材、財源の活用など総合的な取組を行う。
- ・ 行政としては交流・連携・協働の推進のために、「行政が持つ情報の提供」「行政の人材の活用」「公的な財源の活用」の推進
- ・ 身近な活動拠点整備のための空き公共施設や空き家の有効活用

4-1-2 本市における地域福祉の必要性

既述のように今回の実態調査で明らかになった地域の生活課題を解決するために、以下のような観点や方向性を視野に入れた地域福祉の取組が求められる。

■多様な生活課題やニーズへの対応

各種の実態調査から、地域や性・年齢により実に多様な生活課題やニーズがあることが改めて浮き彫りとなった。生活課題やニーズは、①地域特性に起因するもの（都市部では核家族化や新旧住民の融和の問題、島しょ部では担い手・後継者不足、交通問題など）、②公的な制度やサービスでは対応が困難なもの（買い物や通院、ごみ出しなど）、③ライフステージや価値観に起因するもの（若年層は子育て支援や教育環境の整備、高齢者層は一人暮らしや高齢者世帯の増加を背景とする地域での話し相手や見守り、防災や防犯など緊急時の対応、モラルの低下や個人情報扱いなど）などの複合的な要因を背景として多様化している。

多様な生活課題やニーズへの対応は、社会経済環境や価値観の変化に伴う地域の普遍的な課題である。特に大規模な市町村合併により陸地部（都市部、中山間地）と島しょ部など、地理的特性や年齢構成、産業構造、生活習慣や歴史文化的背景等が異なる地域の集合体である本市では、とりわけ顕著にその傾向が現れており、画一的な対応や既存の公的制度での対応では限界がある。

■生活課題に身近な住民・地域による予防・発見・対応のしくみづくり

多様な生活課題やニーズに対応するためには、まず近隣の住民や地域活動団体が地域で支援が必要な人を日常生活のなかで把握し、見守りつつ、変化への対応をいかに迅速に、適切に行うことができるかが課題となる。

社会福祉活動団体の活動調査では、要支援者が抱えるさまざまな生活・福祉課題に対し、事案の内容や深刻度に応じた多様な連携・協力を行っている実践的な取組事例を確認できた。困難事例の解決ポイントとして、①本人・家族の意識改革、②地域での見守り体制、③関係機関の情報共有と日常的な連携関係づくり、④関係機関をつなぐ総合的なコーディネート機能の必要性などの示唆を得ることができた。

身近な住民・地域による予防・発見・対応の取組はすでに個々の住民や団体で実践されており、その手法や迅速で効果的な対応の工夫などの情報を各地域で共有し、行政や関係機関との連携・協力体制を構築・強化することで、地域における担い手の増加や未然防止の取組が一層進むことが期待される。

■社会資源の多面的な活用によるコミュニティ再生やまちづくりへの展開

実態調査では、生活課題として、働く場が少ないことや少子高齢化、過疎化の進行、医療施設が少ない、教育関係施設の統廃合、空き家や耕作放棄農地の増加などの問題が

あげられている。

しかし、教育関係施設の統廃合、空き家や耕作放棄農地は、今後別の形で利用できる「場＝資源」があるという見方もできる。実際、一部地域では合併前には地域特性を活かし地域の課題を解決する施策¹を展開していた例もあり、Iターンにつながった事例もある。

また、旧越智郡内には昔ながらの伝統行事²が残っているが、少子高齢化・過疎化の進行により担い手となる若者が少ないことなどから存続が危ぶまれている。

これらの施設や伝統行事などの社会資源は、外部圏域との交流や、地域福祉の取組のなかで、生活課題の解決はもとより、コミュニティ再生や観光振興による定住促進、地域雇用の創出、高齢者の生きがいつくり、地域の誇り意識の醸成など、まちづくり全般に展開していく可能性を持つ。

地域の生活課題の解決に向けて、住民と地域活動団体が行政や関係機関との連携・協働により、地域が主体的に解決することを目指す地域福祉の取組によって、地域に賦存する社会資源を総点検し、地域の実情に即した効率的効果的な活用や、地域の魅力を高める新たな価値を創出する展開が求められている。

■地域福祉活動と連携した防災・防犯等安心・安全のまちづくり

実態調査では、防災防犯に関する住民の関心が高く、今後重点的に取り組むべき施策の中でも「防災・防犯など安心・安全なまちづくり」は最も高い割合であった。すでに自主防災組織をつくり具体的な活動を行っている地域も見られたが、大半の地域では今後、自治会の話し合いや情報共有、防災組織の活性化などの対応を強化していきたいという意向であった。また、旧越智郡内は犯罪の増加に対する不安も大きな課題となっている。

市民アンケートの結果では、風水害や地震が起こった時に、何らかの助けが必要な人が2割程度、また、助けてくれる人がいないと答えた人が7人に1人の割合でみられ、災害時の援護体制の必要性が明らかになった。また、普段の近所づきあいが低い人ほど助けてくれる人がいない割合が高くなっており、通常の間近づきあい、顔見知りの関係づくり、普段の見守り体制の重要性が確認された。

一方、緊急時の避難支援体制づくりにおいては、個人情報保護法の関係で要援護者の把握ができないなどの問題点が指摘されたが、災害時などの場合には個人情報を使用することに対しては、情報提供は構わないとする意向が多くを占めたことなどを考慮し、運用の見直しなどを検討する必要がある。

このように防災・防犯等安心・安全のまちづくりを進めるためには、近所づきあいや見守り活動など地域福祉活動を活発にし、連携を強化することが求められている。

¹ 一例として、大三島地区にある「ラントゥレーベン大三島」は、都市住民が農業体験や農村地域での交流を通じて自然を満喫するための滞在型農園施設。貸与期間（最長5年）後に定住するケースも多いという。

² 一例として、大三島地区にある大山祇神社の「一人角力（ひとりずもう）」が挙げられる。「御田植祭」と「拔穂祭」の際に収穫祈願や五穀豊穡を目的として奉納される。目に見えない稲の精霊と相撲をとり、三番勝負で稲の精霊が2勝し、めでたく、その年の豊年満作が約束されるという神事。愛媛県の無形民俗文化財。

4-1-3 地域福祉の推進に求められていること

4-1-3-① 地域の支えあい（共助）の強化（住民参加、地域活動促進）

■地域住民の交流、地域福祉活動の活性化

・地域住民のつながりづくり、交流の促進、近所での付き合い関係を広げる

市民の交流、近所づきあい、地域活動等は、地域福祉の取組を進める上で、活動の基本となるものである。市民意向調査、モデル地区懇談会によれば、各地域における交流は比較的活発に行われているものの、人口減少、少子高齢化の進展、若年世代の地域コミュニティへの参加の希薄化等が問題となっており、今後一層の交流の拡大を図り、顔見知り・近所づきあいの関係を広げていくことが必要と考えられる。特に各地域では、世代間、地域間の交流を求める意向が多く聞かれ、合併等により広域化したメリットなども活かした地域での交流促進に対する取組への支援が必要になっている。

・近所での見守り体制の整備

一方、単身世帯（一人暮らしの高齢世帯を含む）、居住年数が少ない世帯では、近所づきあいがほとんどない人もみられることから、こうした地域で孤立していると考えられる要支援者を発見し、気軽に声かけのできる関係や顔見知りになる関係など「地域での見守り体制」を築いていくことが求められている。

・身近なつどいの場（交流拠点）づくり

特に、旧今治市の市街地部及び郊外部では地域との交流がない人が増加傾向にあることから交流の促進を図っていく必要がある。また、気軽に地域活動や付き合いに参加できるように、歩いていける身近なところに交流の拠点となる場所を確保することも重要な課題である。

【「近所での見守り体制の整備」に関する参考事例】

隣組による地域独自の見守り・助け合い情報「ふれあいマップ」を作成
(京都府亀岡市篠町自治会)

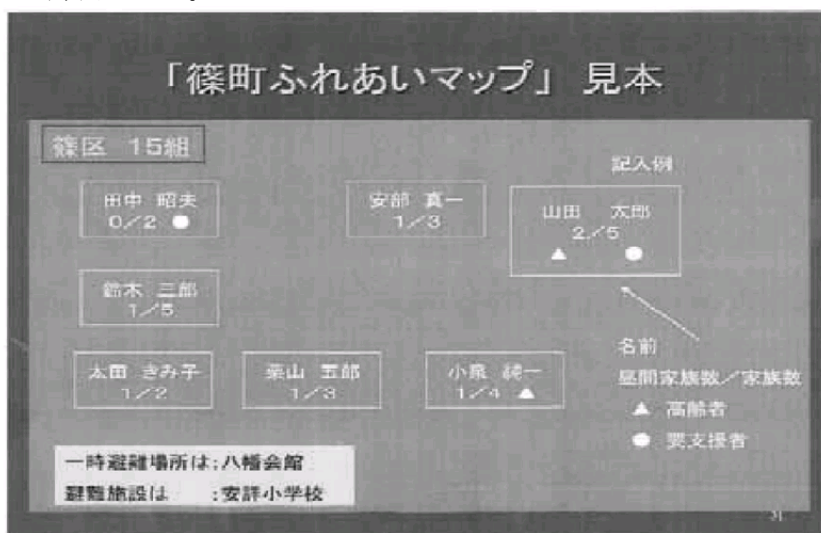
篠町自治会（人口約18,000人。6,200世帯）は京都市、大阪府に隣接し京阪神地区のベッドタウンとして栄えている亀岡市（人口約95,000人）最大の自治会。篠町自治会では向こう三軒両隣のしくみを活用した地域独自の「篠町ふれあいマップ」を通じ、隣組住民が互いに助け合うための地域の基本的な情報を共有している。

＜ふれあいマップの概要＞

- ・ 隣組（平均約20戸で構成）の単位で、世帯ごとの昼・夜間の家族数、高齢者・災害時の要援護者の有無、一時避難場所、避難施設の情報を記した「ふれあいマップ」を全員合意の上で作成。高齢者の年齢や要援護者の定義はなく、「困ったときに誰かが助けなければいけない人はいるのか」という考え方で情報の収集・共有を行う。下図のような見本を示し、隣組で共有すべき情報を明示しているが様式は問わない。
- ・ 完成したマップは区長や自治会長などに提出するということになるとプライバシーや個人情報の関係で情報収集がむずかしくなってしまうため、マップの管理には自治会は関与せず、完成したという報告だけ受ける。一度作って隣組のなかで共有していれば捨ててもいいし、隣組員の頭の中に入っていればよいという考えで隣組単位に自主運用している。保管する場合は全員の合意のもとで行う。篠町自治会では隣組の9割がマップを作成している。

＜参考情報から得られた示唆＞

- ・ 高齢者や要援護者の定義がないことやマップの様式には拘らず、上部組織への提出や管理を求めないことなどマップづくりに参加することの負担感や個人情報保護への懸念などのリスク（デメリット）を極力排除し、あくまで隣組という当事者同士が困ったときに助け合える情報を共有するという目的本位の（メリットに特化した）しくみ、仕掛けが篠町自治会内のマップ作成率9割という高い実績につながっている。
- ・ 篠町自治会はマップづくりを地域の自主的な独自の取組で行っているが、マップづくりを通じたインフォーマルな地域の見守り・助け合いのネットワーク（共助）が市行政が実施している災害時要配慮者支援事業「亀岡市ふれあいネットワーク制度」（公助）を補強する結果となっており、地域の主体的な取組による見守り体制の構築を実践する際の参考となる好例である。



実物は手書きです

(資料：篠町自治会)

■ ボランティア活動等の活性化

地域福祉活動においては、多くの地域住民がボランティア等として参加し、そうした人々の力で活動が支えられている。今後、各地域で見守りが必要な対象世帯の増加や公的な福祉制度では対応が難しい福祉サービスに対するニーズが増加するものと考えられ、こうした動きに対処するためにも、地域における活動の担い手の掘り起こしを図り、地域福祉活動に参加する住民層（ボランティア等）の拡充を図っていく必要がある。

ボランティア活動に関しては、現在参加していない人も、今後については活動に参加したい意向を持つ人も比較的多いことから、PRや掘り起こし、組織化を積極的に進めていくことが求められている。

・ 気軽に参加できる活動環境づくり

アンケート調査等によれば、地域活動やボランティアに参加しない理由としては、時間不足や体力面の不安、情報不足などをあげる人が多いことから、活動の促進のためには、気軽に自分が住んでいる近くで、時間が空いているときに活動できるような環境づくりや、参加できる活動の多様化、十分な情報提供など「誰もが参加しやすいボランティア活動への参加のしくみづくり」を進めていくことが重要である。また、30代以上からのボランティア活動への参加が多くなっていることから、「子育てを通じたボランティア活動参加のきっかけづくり」を促し、若年世代や子どもの時から通常の生活の一部として地域活動に参加する環境を作っていく必要がある。

■ 地域組織の連携促進、人材の育成

地域には、自治会、PTA、民生委員・児童委員、婦人会、各種ボランティア等活動団体などの様々な団体があり、これらの各種団体から構成される組織としては、各地域で各種団体連絡協議会等があり、各組織間の連絡調整などを行っている。これらの組織は、地域住民が活動に参加するうえでの母体となるものであるが、必ずしも横のつながりは緊密ではない状況が見られ、活動の一層の向上のために、これらの各種団体から構成される組織・団体間の交流を活発にし、様々な面で連携を促進していくことが求められている。

そのためには、地域で活動する各種団体の情報を集約・連絡する窓口を設けるなどの支援やこうした活動を担う人材を地域の中で育てていくことが求められている。特に、高齢化の進行や人口減少によって、全市的に各種団体のメンバーの高齢化やなり手がななど組織を維持していくうえで大きな問題となっていることから、後継者の育成、若い人が気軽に楽しく参加しやすい組織づくり等が大きな課題である。

また、地区（校区）社会福祉協議会等の地域の福祉活動の中核となる組織の充実や活動の活性化は、地域福祉を充実していくうえで大きな課題であり、地域の各種団体と連携し、情報の共有や、人的な交流・協力などを積極的に進めていく必要がある。

■地域福祉活動基盤の充実

・空き家等を活用した活動の場の整備

地域福祉活動を促進するうえで、その活動の場を確保することは重要である。現在、地域の公民館、老人憩いの家などの施設において活動が行われているが、拠点の一層の充実やもっと身近な所に活動の場を求める声が多い。本市では、広域合併により多くの空き公共施設や人口減少に伴う空き家が出てきており、それらを有効活用した活動の場の整備を促すと共に、既存施設のバリアフリー化や使用条件の緩和など、使いやすさや活動への参加しやすさを高めていく必要がある。

・既存施設のバリアフリー化

島しょ部や旧越智郡の陸地部の市民の中には、交通の面で不足や不便を訴える住民が多くなっており、公共交通の整備やしまなみ海道の橋の通行料金対策など移動手段の確保が求められている。安心して外出できる環境は地域福祉を進めるうえでの基盤であることから、福祉サービスを必要とする住民が安心・安全に出かけられる条件整備を進めていく必要がある。

その他にも、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点で整備された道路や各種施設は、誰もが安心して利用するための地域福祉活動の基盤となるものであり、整備を進めていく必要がある。

■安心・安全なまちづくりのための市民活動の促進

・自主防災組織づくり、災害等緊急時の避難支援システムづくり

【「災害等緊急時の避難支援システムづくり」に関する参考事例】

災害時における地域の助け合い (島根県松江市法吉地区)	
<p>松江市の法吉地区では災害時に近隣住民の互助や支援ボランティアにより、支援の必要な障害者や一人暮らし高齢者などの避難誘導や安否確認を行う体制をつくることで、住み慣れた地域で誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを目指している。</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が起きたときに備え、避難に不安がある障害者、高齢者の方を「おねがい会員」として、また、近隣住民や支援ボランティアの方に「まかせて会員」として登録してもらい災害時の安否確認・避難誘導や平常時の見守りをする。 ・ 支援者（まかせて会員）は要援護者（おねがい会員）として登録する人が自分でみつけ、同意のうえ登録してもらおう。支援者をどうしても見つけられない場合は地域に選任を一任してもらい、自治会で支援者を探す。自治会の役員が集まり情報を持ち寄って支援者を見つけ、自治会の役員が支援をお願い行く場合もあるという。 ・ 支援者の役割は災害発生時の要援護者の安否確認、避難場所への誘導、日頃からの声かけ、見守り活動など。支援者に責任を課すのではなく、あくまでも善意により困っている人を支援してもらおうことで、助け合い・支えあいのまちづくりを目指す。 ・ 定着化に向けて「まかせて会員」（支援者）の研修会の開催や、地区での防災訓練の実施、防災マップづくりにも取り組んでいる。 	
<p>*現在は、法吉地区の実績を取り入れて松江市全域で「地域で見守り・助けあい事業」がスタート。市の制度に移行するにあわせ、登録台帳も松江市の台帳へ統合された。</p>	
<p>(資料：ヒアリング調査、松江市法吉地区社会福祉協議会)</p>	

・ 普段からの隣近所との付き合いや声かけ

防犯、防災など安心・安全なまちづくりの推進が、市民の大きな関心事となっており、自主防災組織づくりや災害等緊急時の要援護者等の避難支援体制、安否確認体制づくり、避難後の支援体制づくりなどを進める必要がある。また、安心・安全なまちづくりのためには、隣近所との普段からの付き合いや声かけなどが重要であるとの指摘が多かったことから、日頃から「地域ぐるみのコミュニティづくりや見守り活動」を促進していく必要がある。

特に地域防災体制の整備については、個人情報保護法の関係で要援護者の情報を地域で把握出来ない、共有できないなどの問題点が各地域で出されたことから、今後、地域と行政が連携して、この問題を含めて、総合的な防災体制の整備を検討し、安心・安全なまちづくりの基盤づくりを進めていく必要がある。

4-1-3-② 行政と地域、事業者の連携・協働による生活課題への対応

■ 公的機関と民間事業者等による保健・福祉・医療の総合的な連携

健康福祉サービスは、健康や福祉に関わる多様な機関や団体等により提供されているが、今後ますます需要が拡大する中で、限られた社会資源を効率的にサービスを必要とする人に提供することが求められている。しかしながら、実態調査結果によると、各種制度の谷間で適切なサービスが提供されない人がすでに生じている。更に多くの問題を抱えた人のケースの場合は、1つの機関のみでは十分な対応ができず、様々な関係団体や専門機関が連携して問題解決にあたっている事例が報告されている。

現在、高齢者福祉や障害者福祉の分野では、地域ケアマネジメント会議や自立支援協議会などの連携基盤が作られているが、総合的な連携のネットワーク、すべての住民、団体、事業者、専門機関を対象にしたきめ細かいネットワークを構築するまでは至っていないのが現状であり、今後一層のネットワークの強化、体制の構築が必要である。また、これらの総合的な連携においては、情報共有が重要であるが、個人情報保護法のために、行政関係者と地域、民間事業者等が重要な情報を共有できないことが連携を推進するうえで大きな障害となっていることから、地域福祉サービスを充実する観点から情報提供、情報共有について適切な対応が行われるように検討を進める必要がある。

また、高齢者福祉や障害者福祉における施設から地域移行への施策の転換に対応して、在宅福祉サービスを支援する行政と事業者、専門機関、地域の連携が求められている。

【「地域や各種団体との協働を進めるための行政間の連携促進」に関する参考事例】

県、市、社協との連携により医療・保健・福祉の総合相談・情報提供事業を実現 (今治市)

- ・平成21年2月7日、今治市総合福祉センターで、愛媛県今治保健所が実施する自殺対策事業の一環として「こころとからだの元気フォーラム in 今治」が、愛媛県精神保健協会今治支部、今治市、今治市社会福祉協議会の共催により開催された。
- ・この取組のなかで、今治市と今治市社会福祉協議会は、職員協力や事業のコーディネート支援などを担い、これによって、医療・保健・福祉領域の総合的な相談窓口や各種制度の情報提供を行う、移動式総合相談事業が実現した。
- ・この事例は、福祉の制度外の指定管理者制度を有効に活用し、既存の地域資源である職員や行政や社会福祉協議会などの団体が連携することにより行われた。
- ・更に、福祉関係座談会の障害者部門で、障害者の雇用に対する支援として、「行政の力を利用して企業の理解や啓発、定期的な情報提供などの役割を果たしてほしい」との提案があり、今回の取組は行政が協力して、障害者雇用への企業の理解や啓発を兼ねた取組にも発展した。
- ・多分野の制度や社会資源を有効に活用しながら、限られた財源や地域資源を有効活用し、付加価値をつけて住民に還元した好例といえる。

■情報提供、相談体制の充実強化

・身近なところに総合相談窓口の整備

住民の様々な不安に対応するために、各種機関などで多様な情報提供、相談・支援事業が実施されている。地域福祉活動はその出発点として、地域住民に何か困った事が生じたときに、適切な情報を届けること、及び身近なところで気軽に相談できる体制を整えておくことが重要である。アンケート調査やモデル地区懇談会等でも、適切な情報提供が不足していたり、困ったときの相談先は、ほとんどが家族や友人であり、専門の窓口などに相談する例は少なかった。適切な情報提供や気軽に相談できる窓口が必要であるが、現在は主に相談する内容に従って多様な窓口が整備されている状況で、「いつ、どこに、どのように」相談すればよいかのわかりにくい状況がある。地域住民が様々な情報を共有し、利用しやすい場所に、利用しやすい相談ができる体制の一層の充実・強化が求められている。

・孤立感や不安を取り除くための支援

特に障害者や子育てに悩んでいる保護者など、地域で孤立しがちな人に対しては「地域でこれからも安心して暮らしていけるかどうか」といった不安を解消し、地域の中に入っていけるような適切で具体的なアドバイスをし、孤立感や不安感を取り除くための支援などが相談体制には求められている。

・専門機関と連携した総合的な相談体制の整備

さらに、身近な相談窓口から、その人にあった適切なサービスにつなげていくためには、地域包括支援センターなど専門機関と連携できる総合的な相談体制の整備を図ることも重要な課題である。

■民生委員・児童委員活動の充実強化

民生委員・児童委員は、地域福祉を住民に最も身近な所で展開していく担い手として位置づけられる。その役割は、地域に居住する生活者の視点から住民の立場に立ち、相談助言や情報提供から生活支援など民生委員法により定められた機能や、生活保護法や老人福祉法、身体障害者福祉法など福祉関係各法に定められた関係行政機関への協力機関としての機能、さらには児童福祉法により位置づけられた児童委員としての機能など、地域福祉の推進役として非常に重要な位置づけがされている。また、27 地区に設置された民生委員・児童委員協議会では、地区内の様々な地域福祉団体・活動者との連携のもと、地域福祉の充実に向けた支援活動を行っている。

市民アンケートでは、これから本市が優先的に取り組むべき施策として、身近な総合相談窓口の整備、保健福祉に関する情報提供の充実という回答が、どの地域や年齢階層でも上位を占めている。このような市民の意向を受け、また、市民の福祉ニーズの多様化に伴い、法律に位置づけられた民生委員・児童委員の機能を活かした相談支援活動のさらなる展開や専門機関へのつなぎ機能を充実していくためには、民生委員・児童委員の役割がより多くの地域住民に理解され、その活動について信頼関係を深めて行くことが必要である。

また、その機能を果たしていくためには、それぞれ個人の民生委員・児童委員の資質も問われることから、その向上に向けた取組を推進していく必要がある。

旧今治市などでは、1人の民生委員・児童委員が対応しなければならない対象者が多くて、十分な対応が難しくなっている地域もあることから、配置人数の見直しについても検討を行う必要がある。

■専門機関・事業者との連携体制の強化とサービス区域外地域への対応

地域では、行政や地域組織以外にも、医療機関や介護保険事業者などの専門機関・事業者、あるいは企業等の一般事業者、学校など様々な団体・組織が活動しており、それぞれの事業領域において、地域の福祉向上に貢献している。地域福祉の充実には、これらの専門機関や事業者との連携が重要である。また、地域医療をはじめとして地域におけるきめ細かな対応と専門性を両立する体制も求められている。そこで、専門業者や事業者と地域団体や行政との連携を強化し、地域における効果的な事業展開を促進していくことが求められている。

・代替的なサービス整備・移動サービス面での対応

一方、旧越智郡島しょ部や陸地部では、専門機関や事業者の立地が少なく、これらの機関等がある場所から遠いためにサービス区域外となっている地域も見られる。このような地域においては、代替的な役割を担う施設やサービスの整備を検討する必要があると考えられる。

・市域や圏域を越えた連携

また、菊間地区、上浦地区、大三島地区、関前地区など場所によっては、他市や他県の専門機関や事業者との連携を行う方が時間的に近い地域もあることから、市域や圏域を越えた連携についても検討を行う必要がある。

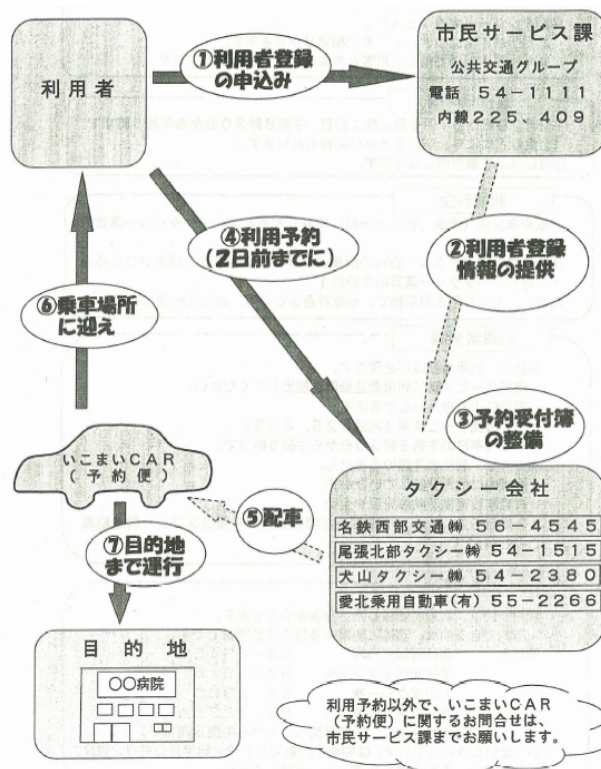
【「代替的なサービス整備・移動サービス面での対応」に関する参考事例】

タクシー車両による高頻度・低コストでの巡回運行サービス「いこまいCAR」
(愛知県江南市)

江南市(人口約100,000人。36,000世帯)は名古屋市から20km圏内にあり、東名・名神高速道路に近いなど地理的条件と交通の便に恵まれており、住宅都市として都市化が進んでいる。交通弱者の移動手段確保に向けて、巡回バス等の運行検討、試行運行等を経て、タクシーの空車を利用するコミュニティタクシー「いこまいCAR」が運行開始され、公共交通機関がない地域にも移動手段が確保されている。

＜いこまいCARの概要＞

- ・ 定期便(臨時便あり)と予約便を運行している。
- ・ 定期便は市内2コースを専用タクシーで1時間に2便ずつ双方向に運行(1台につき5人まで乗車、満員時は臨時便を手配)。コース内の停留所での乗降で、1人1乗車100円。定期便運行の基本方針として、既存の公共交通機関と競合しないこととし、路線バスが運行している地域へは、定期便は運行していない。また、利用意欲を高めるため、乗車ごとに「利用済券」を渡し、20枚で「花の種」と交換している。
- ・ 予約便は下図のような流れで運行しており、主に通院時に利用されている。予約便の運賃は路線バス事業者への影響を配慮し、300円を下限として、一般乗車方式で利用者は2分の1負担(乗合方式で3分の1)となっている。運行区域は江南市内のみ。
- ・ 路線バス3路線が廃止され、市民や議会等からの交通弱者の移動手段確保への強い要望があったことから、市の関係課(企画課・生活交通課・福祉課・長寿介護保険課・商工観光課・すいとぴあ江南(市の勤労施設))により検討が行われた。当初、ワゴン車による運行サービスを開始したが利用者が少なく、引き続き研究を行い、民間運行事業者との連携により、コストを抑え地域公共交通サービスを提供することのできるコミュニティタクシーの運行が実現した。
- ・ 年間の市の負担額は定期便で約1,500万円(平成19年度)、予約便は約200万円(平成19年10月～平成20年3月)
- ・ 試行運行時のアンケート調査では利用者から「便利である」と好評であり、幹線ルートは利用者数も増加傾向にある。(試行期間で月2000～3000人の利用者数)



(資料:国土交通省ホームページ、図の出典は江南市)

■多様な地域特性や地域への愛着心を活かした圏域設定や事業の展開

保健福祉サービスの提供は、事業によって小学校区単位や中学校区単位であったり、また、合併前の旧市町村単位であったりと、市域を様々な展開単位に分けて実施されている。

地域と行政が効率的かつ効果的な事業展開や連携を推進するためには、関係行政機関においても、地域福祉活動の推進単位に合わせた事業の展開を検討する必要がある。

特に本市は広域合併により、多様な自然や風土、歴史文化的背景を有する地域が1つの市域を構成することとなったことから、地域福祉のニーズや地域ごとの福祉に対する取組も多様で、各地域に対する住民の愛着も根強いものがあることが、実態調査で明らかになった。

今後の地域福祉の取組については、このような地域の多様性や地域への愛着心を活かした地域福祉の取組を展開し、行政の事業展開においてもこのような地域特性に配慮した圏域設定や施策の取組を促進する必要がある。

また、社会福祉協議会が各地域ごとに策定する「地域福祉活動計画」と本計画との連携を促し、行政の施策と社会福祉協議会の活動計画、地区（校区）社会福祉協議会の実践的活動が、連携して行われるように促していく必要がある。

■サービス利用者の権利擁護

保健福祉サービスは、契約による利用の時代を迎えるとともに、多様なサービス提供主体により様々なサービスが提供され、複雑多様化してきている。サービスの利用者は、自己の判断でサービスを選択し、自己の責任で契約を行い、利用する方式が変わってきた。

しかしながら、サービス利用者が提供者と対等な関係でサービスを選択・契約するには、適切な情報に基づいた判断を行うことが求められる。このことから判断能力が不十分な人にはその権利を擁護し、適切なサービスの利用につなぐしくみや適切な判断を行うための情報の提供が求められる。

サービスの利用者と提供者が真に対等な関係を樹立し、その人にあった適切なサービスの利用につながるしくみを構築する必要がある。

4-1-3-③ 行政の支援機能の充実

■地域や各種団体等と協働を進めるための行政間の連携促進

福祉関係団体意向調査やモデル地区座談会では、地域福祉の推進において市民と事業者、行政が対等な立場で参加し、協働を進めたいと考える人が多くなっている。行政はこうした地域や各種団体の意向を尊重し、よりよいパートナーシップを構築し、地域の主体を活かした活動を行っていくことが求められる。

一方、市民と行政が協働で進める事業が増加する中で、地域では複数の連絡窓口の役割を同じ人が担う状況にあり、様々な会合に地域の担当者として出席することを何度も求められるなど、特定の人にかかる負担が大きくなっている。また、そのことが後継者が育ちにくい、引き受け手がない状況をつくり出している。行政が地域との関わりを進めるにあたり、市民と行政が適切な役割分担について合意を形成していく作業が必要になってくる。

■行政の支援機能の強化

・活動への適切な財政支援・多様な財源投入

継続的な地域活動を維持していくためには、そのための多様な財源確保が不可欠であり、財政支援を求める声も多く聞かれる。適切な財政支援を含めて多様な財源確保や有効活用を促し、地域や各種団体等の自主的な取組を支援していく必要がある。

・情報提供・専門的人材の活用・公的な調整能力等の発揮

また、行政の支援機能としては、様々な情報提供、行政の専門的能力を有する人材の活用、公的な調整力等についても、協働を行う場合の行政の役割として大きな割合を占めており、必要な支援や連携を図っていかなければならない。

地域を支援するためには、地域での適切な情報を適宜把握する必要があり、地域とより良いコミュニケーションがとれる関係づくりのために、直接住民の声を聞くしくみを構築しておくことも重要である。支援機能を強化するためには、時には、行政が直接地域に入っていく、地域との信頼関係の構築、顔の見える関係づくりについても考慮しておく必要がある。

【「情報提供・専門的人材の活用・公的な調整力等の発揮」に関する参考事例】

条例整備による個人情報の共有	
	(東京都渋谷区)
<p>渋谷区は震災対策を総合的に進める「震災対策総合条例」を平成8年に全国に先駆けて制定。その後、平成18年の条例改正で災害時に助けが必要な高齢者や障害者等「要援護者」の情報について、外部提供を行うことを明文化した。</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「渋谷区個人情報保護条例」の規定により災害が発生した直後に要援護者個人情報の目的外利用及び外部提供は可能であったが、事前の対策には有効ではなかった。そこで渋谷区では「渋谷区震災対策総合条例」の「災害弱者（現在は災害時要援護者に改正）」の規定を改正し、災害時に助けが必要な高齢者や障害者等「要援護者」の情報について、外部提供を行うことを明文化した。 ・ 災害時要援護者対策の位置づけを明確にするために、個人情報保護条例の改正ではなく震災対策総合条例で対応がなされている。 ・ 福祉部局から介護保険、身体障害者データの提供、区民部局から住民基本台帳記録及び外国人登録データの提供をそれぞれ受け、個人情報保護制度の趣旨を汲んでできるだけ対象者を絞り込んで要援護者名簿が作成された。 ・ 名簿は自主防災組織等に順次交付されており、交付にあたっては、各組織において「情報管理者」を指定し個人情報保護に対する「覚書」を交わしている。 <p style="text-align: right;">(資料：「自治体法務研究 No. 12 2008 春」財団法人地方自治研究機構)</p>	

4-2 地域福祉の基本的考え方と施策展開の方向

4-2-1 生活課題に対応する望ましい地域福祉のあり方(ワークショップからの提案)

■住民の各種活動への参加促進

○より多くの住民が参加しやすくするために

- ・ 子どもが参加しやすいイベントの開催（子ども中心のイベントを実施し三世代が集まりやすい場づくりを行う）
- ・ みんなが福祉を考える機会をつくる（「福祉フェアの長期間開催」「子育てサロンへの高齢者の参加」等）
- ・ 小地域での話し合いで、その地域の問題点を共有すること（広報よりも口コミ情報や直接の声かけによる誘い合い）
- ・ 地域の人に地域に住んでいる障害者に関心を持ってもらい交流のきっかけを作る。また、障害者が困っていることについて、地域の人に知ってもらうように話し合いを行う。
- ・ 団塊世代の退職者等に自治会活動を手始めに地域活動への参加を呼びかけ、各種地域団体等の後継者問題や活動メンバーの高齢化への対応を促す。
- ・ 地域の各事業所に社員の地域活動への参加を積極的に奨励するように呼びかける。

○地域と専門機関の連携の強化

- ・ 住民懇談会の開催（小さな地区単位で行えば情報共有とともに地域の課題把握にもつながる）
- ・ 地域福祉に関する各種コーディネートの窓口をつくる。

○支えあう福祉を担う人材養成

- ・ ボランティアの活用（支援、要望・供給のとりまとめ、調整をする場づくり）
- ・ 子どもの地域での助け合いの体験、大人の福祉教育の推進
- ・ 地域事情に通じた福祉活動の核になる人を対象に、障害者や認知症の方への対応ができる人材養成のために研修会を実施する。
- ・ 様々な特技を持っている個人を発掘し、福祉づくりに活かす。
- ・ 今治市独自の「福祉検定」制度を創設し、市民の福祉に関する関心を高め、地域福祉活動参加のきっかけづくりと、福祉に関する知識を広める。
- ・ 市の職員や先生を採用するには、福祉のボランティア体験などを考慮し、行政から率先して福祉のまちづくりを進める。

■福祉サービスの利用促進

○情報提供・相談支援体制の整備

- ・ 福祉サービスに関する総合的な情報を提供してくれるところの整備（多様な福祉分野をコーディネートする機関）
- ・ 福祉サービスの内容や窓口を記載した「福祉手帳」を各家庭に配布し、相談にも活用する。
- ・ 福祉に関する行政の窓口の横の連携を図り、相談者の情報を共有する仕組みを作る。
- ・ 地域で福祉に関する総合的な説明会の開催、情報提供の場づくりを行う。（行政サービスの地域版）。「福祉出合いの会(案)」等を創設
- ・ 情報提供や相談支援に関する福祉サービスを提供するための拠点施設として、統廃合した学校、空き教室、空き公共施設、空き家などの利活用をした整備を図る。

○支援の必要な人が必要な福祉サービスの利用

- ・ 民生委員・児童委員の役割が重要であるが、人数が少ない地域があることから、広く支援対象者が多い地域では、民生委員・児童委員の活動を補助する人を設け、活動の活性化を促す。
- ・ 高齢者へは福祉制度やその利用についての理解を促し、必要なサービスを適切に利用することが出来るような環境を整える。
- ・ 「お湯を沸かして待っています」と言えるような、身近で気軽に集える場所の整備を促す。
- ・ 外国人との交流などを促すために、地域で通訳できる人・外国語を学びたい人の登録等を行い、交流のためのきっかけづくりから顔見知りの関係づくりを進める。
- ・ 介護予防を身近で実践できるための場所、指導者、機会を提供できる政策を推進する。
- ・ 専門機関が連携して高齢者のケアマネジメント体制の確立を行い、在宅介護支援を推進する。
- ・ 地域移行に伴い、障害者の在宅サービスの充実を図ると共に、地域の人々との交流を通して、福祉制度で対応できない生活課題などの支援体制づくりを促す。

○その他

- ・ 地域での緊急通報システムの整備・拡充による日常の見守り体制の補完を行う。
- ・ 昔の隣組のような互助組織としての良さを残して、自治会加入のポイント制を導入するなど、自治会組織の見直しを行い、新しく居住する住民が加入しやすく、地域の問題や課題を吸い上げることができる組織への改革を促す。

■福祉サービスの充実のために

○より質の高い、多くの福祉サービスの提供

- ・ 民間の参入により競争環境をつくることでサービスの向上を図る
- ・ 自分でできる範囲と求める側の要求のマッチング、コーディネート

- ・ ヘルパーの待遇改善（時間に追われ事務的な対応）、知識向上（障害者への対応もできるように）
- ・ 福祉マップを地域で作成（①地域の生活支援サービス、②キーパーソン、③見守り情報（ねたきり・排泄の状況等、自動車等の有無）、④危険箇所等小地域でインフォーマルに把握）

○公的サービスと民間サービスの連携の促進

- ・ ボランティアを上手に活用する（やれることをニーズに活かせる）システム

○その他

- ・ 問題解決型の小さなグループの組成（解決したら解散）
- ・ 助け合いを話せる近隣との関係づくり

■災害などの緊急時の支援やさまざまな生活課題に対応するために（安心・安全なまちづくり）

○災害・緊急時、要援護者の支援方策

- ・ 自主防災組織の日常的な訓練・意識啓発を行い、忘れないように実地訓練（AEDの扱い方等）を毎年実施
- ・ 支援が必要な人の情報を日頃から共有しておく（個人情報共有のルールづくり）
- ・ 精神・知的障害者、発達障害者等のパニック障害を起こしやすい方への災害時の情報伝達、避難場所の確保

○多様な生活課題への対応

- ・ 相談窓口の受付は一本化し、内容に応じて個別の相談場所に案内するように周知。
- ・ 体力のある定年退職者等に災害時等に活躍していただくように地域活動参加の要請を行う。

○その他

- ・ 災害時には、まず小地域単位での避難対応ができるように、身近な集会所等を活用して一次避難場所とする。

■多様な地域特性・地域資源を活用し、地域ごとの多様な生活課題への対応

○旧今治市

- ・ 新旧住民による新たなコミュニティづくりのために近所のつながりづくり、支え合いのしくみの再構築
- ・ 核家族の増加に対応し、子育て支援活動、防犯、防災を契機に地域の交流活動展開

○旧越智郡陸地部

- ・ 伝統行事等の継続による地域のつながりづくりの強化、地域外との連携づくりなどにより地域の活性化を促す。（島しょ部も共通）

- ・ 少子高齢化や過疎化が進む中で、普段から子どもから高齢者まで取り組む世代間交流活動により地域の見守り体制やコミュニティづくりを行う。(島しょ部も共通)

○旧越智郡島しょ部

- ・ 通院や買い物などの生活支援のための移動手段の確保、橋の通行料問題への対応を図り、生活の質の確保を行う。
- ・ 他地域や他市などとの地域間交流、連携を活発にし、医療サービス、福祉サービスなどを受ける場合の距離的なハンディの克服を目指す。

○地域ごとの多様な生活課題への対応

- ・ 地理的特性や生活課題が類似する地域ごとに福祉圏域等を設定し、地域特性に対応した施策の展開や地域活動を推進する必要がある。
- ・ 一方では、住民の生活圏の実態や広域合併によって市域が拡大したことのメリットを活かし、他地域や他市、県外との地域間交流、連携を活発にし、生活の実態に即した課題解決をめざす。

4-2-2 基本理念の検討案

これまでの検討結果、特にワークショップによる検討結果をベースとして、本市の福祉のまちづくりを進めるための基本的な考え方である基本理念として、以下の項目を提案する。

しまなみ海道につらなる島々が一つの景観をつくっているように、
12の個性を生かしあう福祉でまちづくり

- 連帯感と支え合いのある安心して暮らすことのできるまち
- 互いに尊重しあい地域間、世代間の交流が活発な生き生き暮らすことのできるまち
- 時代の変化に対応し新しいコミュニティが生まれ成長するまち
- 誇り意識、ふるさと意識を持ち住み続けることができるまち
- 地域の多様性を活かした個性豊かなまち

4-2-3 基本目標の検討案

また、今後、基本理念に基づき福祉のまちづくりを進めるための基本目標の骨子として、以下の7項目を提案する。

■地域のコミュニティづくり

- ・地域での支え合いのために、近所との顔見知りの関係づくり、声かけ、世代間の交流などを進める。

■人づくりの推進

- ・市民の地域福祉、人権意識に対する意識改革を進めると共に、地域福祉の担い手となるリーダーや団体の育成及び事業者の人材育成を進める。
- ・子どもから大人までの福祉に関する生涯学習を推進し、みんなで支える福祉のまちづくりを目指す。

■地域福祉を推進するしくみづくり

- ・誰もが必要なサービスを利用でき、安心して生活できるように、福祉を必要としている人や課題を発掘し、見守りを行い、福祉サービスの利用や地域福祉活動につなぐ地域福祉の仕組づくりを進める。

■地域福祉活動の活性化の促進と活動基盤の充実

- ・地域住民、団体が積極的に地域福祉活動に参加できるように、取組への支援や環境整備をすすめる。

■事業推進のための行政機能充実

- ・行政が有する情報提供機能、専門的な人材、公的な信用力などを活かすために、地域、専門機関、事業者などと連携し、必要な支援を行う。

■災害に強く、犯罪が少ない安心・安全のまちづくり

- ・災害発生時等に地域みんなで支えあうことができ、安心・安全に暮らすことができるまちづくりをすすめる。

■地域ごとの生活課題に対応した地域福祉の推進

- ・多様な地域特性や、地域ごとの多様な生活課題に応じた計画づくりや施策の展開ができるしくみづくりを進める。また、地域の伝統的な祭りの維持など地域への愛着心を活かして地域住民の関係づくりや活性化をすすめる。

4-2-4 地域福祉計画施策展開の方向

4-2-4-① 共に助け合い、住民が各種活動に参加しやすくするために

- より多くの住民が参加しやすくするためのコミュニティづくり
 - 地域住民の様々な交流促進・交流の場の確保
 - 参加しやすい地域福祉活動・ボランティアのしくみづくり
 - 日常の声かけ、顔見知りの関係づくり等「地域の見守り体制づくり」
- 地域と専門機関の連携を円滑にする
 - 住民懇談会等による地域の課題の把握と情報共有
 - 地域と専門機関をつなぐコーディネーター役の育成、窓口づくり
 - 民生委員・児童委員活動の充実、配置の見直し、補佐する人員の配置
- 支えあう福祉を担う人材の発掘、育成、組織化（人づくり、活動組織づくり）
 - 福祉の生涯教育・生涯学習の推進
 - ・福祉に対する市民の意識改革、人権教育・学習
 - ・地域の福祉活動のリーダー育成、福祉活動団体育成
 - ・子どもから大人までの福祉教育、生涯学習の推進
 - 専門家育成のための研修の推進
 - ・福祉関連事業者の専門家育成のための研修の推進、福祉関連の人材確保
- 地域福祉活動基盤の充実
 - 活動拠点の整備、生活環境整備の取組
- 地区(校区)社会福祉協議会の活動との連携
 - 地域福祉活動計画との連携

4-2-4-② 福祉サービスを利用しやすくするための地域福祉のしくみづくり

- 身近な総合相談体制・情報提供システムの整備
 - 地域包括支援センターの機能の強化、人材の確保、適正配置の推進
 - 身近な地区での相談体制づくり
 - 口コミ情報等が伝わりやすい関係づくり
 - 各地域での情報伝達のためのITの活用
- 支援が必要な人が必要な福祉サービスを利用するためのシステムづくり
 - 要支援者の早期発見、及び福祉サービスへの橋渡し
 - 民生委員・児童委員の活動の充実と地域での活動を支援する体制づくり
 - 地域での近所づきあいから福祉制度の谷間にある要支援者の発掘と必要なサービスの提供

- 総合的なケアマネジメント体制整備
 - 保健・福祉・医療に関する行政、専門機関、事業者等の連携による総合的なケアマネジメント体制の整備
- サービス利用者の権利擁護等の利用者援助体制の充実
- 福祉サービス提供機関の適正な評価と福祉サービスを選択できる体制づくり
 - 第三者評価制度の導入の検討
 - 民間事業者、団体の育成
 - 福祉サービス提供範囲の拡大促進

4-2-4-③ 福祉サービスの充実のための地域福祉活動の活性化

- 地域で活動する各種団体の連携の強化と人材育成支援
- 専門機関・事業者との連携強化と活動支援
 - 福祉人材の育成・支援体制の整備
- 社会資源の有効活用による福祉サービスの充実及び地域での支援体制の整備
- 在宅福祉サービスの充実及び地域での支援体制の整備
- 市内各地域で活動できる福祉事業者、団体の健全な育成・支援
- 行政の支援機能の強化
 - 地域との関係づくりの強化、職員の意識向上
 - 地域での福祉課題等のニーズ把握体制の整備

4-2-4-④ 安心・安全なまちづくりと防災福祉コミュニティの確立

- 防災・防犯に強い安心・安全なまちづくり
 - 自主防災組織づくり
 - 災害時の要援護者支援方策の整備
 - 日常の見守り体制の整備・見守りが必要な人の情報の共有についての検討

4-2-4-⑤ 多様な地域の個性を活用した地域福祉の推進

- 地域特性に応じた多様な生活課題への対応と福祉圏域の設定
 - 旧今治市では新旧住民の交流促進による新たなコミュニティづくりの促進
 - 陸地部、島しょ部では通院、買い物などの移動手段の確保等による暮らしの支援
 - 陸地部、島しょ部では少子高齢化、過疎化に対応した地域福祉活動モデルの構築
 - 地域ごとの多様な生活課題に対応する福祉圏域の設定と地域福祉活動の推進
- 伝統的な祭りの継続等による地域コミュニティの活性化
 - 島しょ部、陸地部では伝統的祭りの継承など地域への愛着心を活用した地域コミュニティの活性化

■地域でのバリアフリー化の推進

- 不特定多数の人が利用する施設、公共交通機関のバリアフリー化
- 住宅のバリアフリー化の支援
- 言葉やコミュニケーション手段等ソフト面のバリアフリー化の推進

4-2-5 今後の検討課題と展開

■地域福祉計画の具体的な内容の策定に向けて

- 実態調査結果の計画への反映
 - ・市民アンケート、モデル地区アンケート、モデル地区座談会、福祉関係団体アンケート、福祉関係座談会、行政・関係機関聴取調査など多くの実態調査によって明らかになった多様な生活課題や地域福祉推進上の問題点と課題、地域資源などを計画策定に反映し、市民の実態に即した計画づくりを行う必要がある。
- 計画策定への市民参加の継続
 - ・実態調査段階で行った市民参加による検討を計画策定段階においても継続し、市民主体の計画づくりを推進する必要がある。
- 地域特性・課題を反映した計画策定
 - ・実態調査の結果、広大な市域の地域特性や地域ごとの多様な生活課題やコミュニティがより明らかになり、地域ごとに対応すべき問題や課題が多いこと、また地域ごとに愛着心が強くそれらを活かし、地域福祉活動を助長するような計画が望ましいと考えられることから、全体計画を策定するだけでなく、福祉圏域を設定して地域別対応方針を定めるなど、それらの問題に対応できるような計画策定を行う必要がある。
- 地域福祉計画策定時における要検討事項
 - ・P D C Aサイクルの導入の検討（PLAN,DO,CHECK,ACT）
 - ・施策の具体化に向けて優先順位の設定